

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	村松支所庁舎前庭木 剪定業務委託	令和元年 11 月 1 日から 令和元年 11 月 30 日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材セ ンター 五泉市太田 1092 番地 1	令和元年 11 月 1 日	40,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定 価格の制限の範囲内で、かつ最低価 格であったため。
2	村松支所 庁舎前庭木 雪囲い設置及び撤去業 務委託	令和元年 11 月 1 日から 令和 2 年 3 月 30 日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材セ ンター 五泉市太田 1092 番地 1	令和元年 11 月 1 日	65,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41 条の規定に基づき設定された予定 価格の制限の範囲内で、かつ最低価 格であったため。